

児童虐待、ドメスティック・バイオレンス等の 家庭内における暴力を防止する支援機能のあり方

児童虐待防止法、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が施行され、子どもの虐待や女性への暴力に対する社会の認識が深まっていますが、虐待・暴力防止に向けた取組みはまだ十分とはいええない状況です。

また、高齢者への虐待についても大きな課題となっており、それらの背景には、長年の親族・家族間の複雑な人間関係や、性差別問題が潜んでいることもあり、具体的な支援や問題の解決への援助が困難な場合も多く見られます。

提言2003では、家庭内で起こる暴力や虐待を防止するためには、家庭における問題を包括的に支援するしくみや当事者支援の方法を確立していくことが必要であるという視点から、行政、福祉サービス事業者、地域の様々な関係機関・団体が連携をとりながら、次の2点を重点的に推進することを提言します。

- 1 地域における虐待、暴力防止ネットワークの強化
- 2 虐待・暴力の当事者に対するサポート体制の確立

Ⅲ-1 地域における虐待、暴力防止ネットワークの強化

家庭内で虐待や暴力が起こる背景には、様々な問題が潜んでいる場合が多いため、家族の抱える問題を分析し、個々の問題の解決を図るための支援とともに、それらをふまえた家族全体への支援が求められています。

そのためには、様々な問題に対応できる機関（福祉施設や子ども家庭支援センターをはじめ、児童相談所、福祉事務所、警察、医療機関、教育機関等）がネットワークを組んで対応するしくみを構築する必要があります。また、問題が発生した時に、問題解決にあたるチームをすばやく編成するとともに対応策を検討し援助を行う体制を作ることが必要です。

(1) 地域における重層的なネットワークの構築

児童養護施設、婦人保護施設等は、具体的なサービスの提供を通じて蓄積したノウハウを活かして、子ども家庭支援センターとともにネットワーク構築の際の調整役となり、推進役となる必要があります。

(2) ネットワークを通じて適切な援助を提供するためのコーディネート機能を確立させること

地域において問題が発生したときに、解決にあたるチームをすばやく編成するとともに、対応策を検討し援助を行う体制を作るためのコーディネート機関（子

ども家庭支援センターなど)が必要です。また、ネットワークに参加する施設等は、よりよい援助を提供できるよう、情報交換等を通じて積極的に顔の見える関係を築くとともに、事例検討等を通してノウハウを蓄積したり、ネットワーク間で学びあうしくみやスーパーバイザーによる助言を受けるしくみづくりを進めることが必要です。

(3) ネットワークを構築し、バックアップする施策について

行政施策においては、行政機関と民間機関が密接に連携しながら虐待・暴力に対応するしくみを構築することが求められており、各区市町村におけるネットワーク構築の支援が必要です。

III - 2 虐待・暴力の当事者に対するサポート体制の確立

虐待や暴力が発生してしまった場合には、まず何よりも被害を受けた人への専門的なサポートが必要です。特に虐待を受けた子どもの多くは身体的ダメージに加えて心理的ダメージを受けており、子どもの受けた深い心の傷を癒していくためには、高い専門性に基づく早期の精神的心理的アプローチが求められています。また、再発を防ぎ、家族関係を修復する観点から、虐待をしてしまった、あるいは暴力をふるってしまった人に対する支援プログラムの確立や、支援体制の整備が必要です。

(1) 地域におけるサポート体制のあり方

虐待や暴力の被害を受けた人、加害をした人への支援は、精神科医等と関係機関が連携して多面的に行われることが大切です。施設等は、具体的なサービスの提供を通じて蓄積した専門性を活かして、地域における支援体制作りにおいて中心的な役割を果たすとともに、当事者(暴力・虐待の被害を受けた人、加害をした人)支援プログラムの開発や支援システムの確立を推進していくことが必要です。また、行政施策においては、ネットワークにおける援助がより有効なものとなるよう、NPOとの連携も視野に入れながら、一時保育やショートステイなどの支援を充実させていくことが求められています。

(2) 当事者へのケアのあり方や支援システムの確立

虐待や暴力をふるってしまった親や介護者等への支援は、その人の立場にたって虐待、暴力発生の背景を考えた対応が必要であり、それを踏まえた心のケアのあり方や支援システムの確立が急務となっています。さまざまな機関で構成するネットワークの中でチームを作り、必要に応じてそれ以外の機関とも連携しながら原因を分析し、原因を取り除くための支援が求められており、支援システムの確立が急務です。